

# 強制抑留の実態調査等に関する補足資料

令和2年7月3日

# シベリア抑留者問題とは

## 概要

- 昭和20年8月9日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国(当時)の地域で強制抑留された。
- 抑留者は、極寒の地で、長期間にわたり、劣悪な環境のもと、多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

※抑留された者 約 575,000人(うちモンゴル 約14,000人)  
うち死亡したと認められる者 約 55,000人(うちモンゴル 約 2,000人)

## 抑留中死亡者特定のための照合調査方法

### ロシア側資料

➢H3～死亡者名簿、個人資料、登録カード 等

- ① ロシア側から提供された複数の資料により同一人物と思われる資料を抽出。
- ② 日本側資料より上記①に対応する特定候補者の資料を抽出。
- ③ 特定候補者について、ロシア側資料及び日本側資料に記載されている個人情報(氏名、住所、生年月日、所属部隊、死亡年月日、死亡場所、死因等)を調査票に記入する。

### 日本側資料

➢陸海軍人事資料(留守名簿、履歴原表 等)  
➢ソ連関係資料(ソ連関係死亡者索引簿、地区別死亡者名簿、死亡処理済者名票 等) 等

- ① 調査票に記入された、ロシア側資料及び日本側資料の個人情報(氏名、住所、生年月日、所属部隊、死亡年月日、死亡場所、死因等)の内容確認。
- ② さらに、部隊行動、武装解除後の作業大隊の編成及び入「ソ」後の収容所に至るまでの経緯を調査し、個人の身元を総合的に判定。

解析・照合

特定

お知らせ  
御遺族へ

特定件数  
(令和2年3月末現在)  
旧ソ連 39,005人  
モンゴル 1,430人

お知らせ件数  
(令和2年3月末現在)  
旧ソ連 36,911人  
モンゴル 1,323人

# 遺骨収集事業の流れ

## 情報収集

- ①資料調査
  - ・ロシア公文書館等から取得した埋葬地関係資料を調査
- ②現地調査
  - ・埋葬地特定のための調査
- ③抑留経験者等からの情報提供

## 遺骨収集計画の策定

- ①相手国政府等と調整
- ②遺骨収集実施計画の策定

遺骨の収容・鑑定は、令和2年5月に公表した「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に沿って実施。

## 遺骨収集

- ①遺骨収容作業
- ②遺骨の形質の鑑定、日本人の遺骨である蓋然性の確認
- ③検体のみを持ち帰り
  - ※ 検体以外の部位は未焼骨のまま現地で保管
- ④持ち帰った検体のDNA鑑定等
  - ※ 日本人の遺骨であるかの判定を行う
  - ※ 並行して身元特定のためのDNA鑑定も実施
- ⑤遺骨の日本への送還

身元が特定できた遺骨

身元が特定できなかった遺骨

## 遺族に返還

## 千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨

※ 平成15年度から、戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするため、埋葬地関係資料や記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合、希望する遺族に対して身元特定のためのDNA鑑定を実施している。旧ソ連地域で収容した遺骨のうち、DNA鑑定により遺族が判明し、遺族にお渡しした遺骨は1,150柱。(令和2年3月末現在)

## (参考) 戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて

### 日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘されていた事例への対応について

- 遺骨収集事業において、日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘されながら、長年に渡り適切な対応が行われてこなかった事例について確認・検証を行うため、令和元年10月に、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」(※)の下に、外部の有識者で構成される、
  - ・ 日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム
  - ・ 戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チームを設置した。  
※令和2年4月より「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」に名称変更
- 調査チームにおいては、日本人でない遺骨が收容された可能性があるとの指摘を受けてからの担当部署の対応について調査・評価を行い、また、専門技術チームにおいては、日本人でない可能性があるとの指摘を受けた事例について日本人の遺骨であるかの確認を行うとともに、今後の遺骨収集の作業手順の検討を行い、調査チームは令和元年12月に、専門技術チームは令和2年3月に、それぞれ検討結果を有識者会議に報告した。

### 有識者会議からの提言及び厚労省の方針について

#### 【調査チームからの報告(令和元年12月23日)】

- ・ 担当部署内の問題点についての検討体制の欠如や、情報共有や引継ぎの欠如等を指摘
- ・ 科学的所見への適切な対応、引継ぎ・情報共有の徹底、積極的な情報公開、チェック体制の構築等を行うべきとの提言

#### 【専門技術チームからの報告(令和2年3月25日)】

- ・ 指摘を受けたロシアの9埋葬地のうち、7埋葬地が日本人を主体とした埋葬地でないと鑑定結果
- ・ 科学的鑑定を終えるまでは焼骨を行わないことなど、今後の遺骨收容・鑑定の具体的なプロセスや、收容・鑑定体制の強化等についての提言

#### 【有識者会議からの意見(令和2年5月14日)】

- ・ 両チームからの報告を踏まえ、有識者会議としての意見を取りまとめ

#### 【厚生労働省の方針を公表(令和2年5月21日)】

- ・ 有識者会議からの意見等を踏まえ、遺骨収集事業のガバナンスの強化等を図るとともに、收容・鑑定のあり方を見直し、科学的所見への適切な対応を行うため、戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しを公表。

## 見直しの具体的内容

### ○ ガバナンスの強化(情報共有・管理体制の整備)、情報公開

- ・ 遺骨収集事業全般に関し外部有識者の意見をいただく場として、有識者会議の名称を「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」に変更し、役割を明確化。
- ・ 有識者会議への定期的な事業実施状況及びネガティブ情報の報告
- ・ 進捗管理の徹底のため、社会・援護局に担当審議官を長とする「遺骨収集事業統括チーム」を設置
- ・ 偶発事象に適切に対応するためのコンティンジェンシープランの策定
- ・ 適切な引継及び情報共有の実施、インシデント・アクシデントレポートの作成
- ・ DNA鑑定人会議の詳細な議事要旨を公表するなどの積極的な情報公開

### ○ 収容・鑑定のあり方の見直し(科学的所見への適切な対応)

遺骨収集事業は、遺族の心情を第一に考えるとともに、専門的な知見を踏まえ進めることが重要。具体的には以下のように実施。

- ・ 埋葬状況等について必ず写真撮影を行うなど、判断の根拠となる情報を詳細に記録。
- ・ 日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体(遺骨の一部)を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管。(これまでと異なり、科学的鑑定を終えるまで焼骨を行わない。)
- ・ 検体のDNA分析等を行い、専門家による総合的な判断を実施。日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位を現地で焼骨し、持ち帰る。

※ 遺骨鑑定人が遺骨の形質を見てどの部位か判断できない破片状の遺骨のみの場合は、DNAの抽出ができないため、現地で焼骨。

### ○ 上記見直しを実施するための体制の整備

上記見直しを厚生労働省が統一的に責任を持って実施するため、以下の体制整備等を行う。

- ・ 所属集団の鑑定を社会・援護局の事務として正式に位置付け
- ・ 戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンター(仮称)の設置 (令和2年度中の事実上の業務開始と令和3年度からの組織の設置を目指す。)
- ・ 遺骨の鑑定に関する外部の専門家の登用
- ・ DNA鑑定や遺骨収集に関する職員研修の実施・強化

## 今後の遺骨収容・鑑定のプロセス

遺骨の収容

遺骨の形質の鑑定

日本人の遺骨である蓋然性の確認

検体のみを持ち帰り(未焼骨) ※検体以外の部位は現地で保管

DNA分析(STR型の分析を基本)

WEB上のデータベースを参照し所属集団を推定

次世代シーケンサによるSNP分析で所属集団の推定

専門家による総合的な判断

現地で焼骨・慰霊を行った上で、検体以外の部位を日本に持ち帰り

現地住民等や交戦国の兵士等と判定

年齢や性別において矛盾なく、モンゴロイド(アジア系)と判定or判定不能(判定に迷う場合)

遺留品等から、現地住民等と判定

遺留品等があり、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定(鑑定人等が直接又は写真等により確認)

- ※以下の条件を満たすもの
- ・DNA鑑定により埋葬地又は集団として日本人の埋葬地又は集団であると推定される。
  - ・埋葬名簿や部隊記録等から日本人以外が含まれていない。
  - ・DNA鑑定の結果、日本に多く分布する型である。

身元特定のためのDNA鑑定も並行して実施

※常染色体STR型、Y染色体STR型、ミトコンドリアDNA型を分析  
 ※データベースの参照に必要なDNA型が検出できない場合は、次世代シーケンサによるSNP分析や専門家による総合的な判断を検討  
 ※現在身元特定のためのDNA鑑定を実施している鑑定機関において実施

日本人の遺骨であると判定

日本人の遺骨である可能性が低い

日本人の遺骨であると判定

日本人の遺骨である可能性が低い

判定不可(日本人の遺骨である可能性はあるが確実といえないもの、DNAデータが取れないもの)

日本人の遺骨であると判定

日本人の遺骨である可能性が低い又は判定不可

相手国と協議した上で原則返還

身元が特定できた遺骨

身元が特定できなかった遺骨

遺族に返還

千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨  
(検体は未焼骨で厚労省に保管)

遺骨は持ち帰らない

身元特定のための専門家による会議(DNA鑑定人会議)

所属集団判定のための専門家による会議

# 慰霊巡拝

## 趣旨

- 昭和51年度から、遺族の要望にこたえるため、旧主要戦域等で、戦没者の慰霊を目的として慰霊巡拝を行っている。  
なお、沈没した艦船等の戦没者に対しては、適宜船舶を使用して洋上での慰霊を実施している。

## 実施状況

※直近5年度、旧ソ連等地域のみ

(令和2年3月末時点)

年度	地域	参加者
平成27	ザバイカル地方、イルクーツク州、ハバロフスク地方、ユダヤ自治州、沿海地方、ウズベキスタン共和国	57
平成28	ハバロフスク地方、イルクーツク州、沿海地方	37
平成29	クラスノヤルスク地方、ハバロフスク地方、イルクーツク州、沿海地方	32
平成30	アルタイ地方、ケメロボ州、ハバロフスク地方、イルクーツク州	34
令和元	ハバロフスク地方、イルクーツク州、モンゴル国	24

# 戦没者慰霊碑の建立

## 戦没者慰霊碑の建立

- 旧主要戦域ごとに中心となるべき地域1か所を選び、戦没者の慰霊と平和への思いをこめて戦没者慰霊碑を建立している(15カ所※)。

※ 硫黄島、インド、インドネシア、マレーシア、マーシャル諸島、モンゴル、ミャンマー、パラオ、フィリピン、パプアニューギニア(ラバウル市、ウエワク市)、ロシア(ハバロフスク、サハリン)、アメリカ(サイパン島、アラスカ州アッツ島)

- また、既に建立した慰霊碑については、維持管理が適切に行われるよう相手国関係機関等と維持管理に関する契約を締結している。

## 旧ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑の建立

- 平成12年度以降、旧ソ連邦の地域で、地方政府(州、地方、共和国など)が無償による用地の提供及び慰霊碑の維持管理を約束した場合に、小規模慰霊碑を建立している(15カ所)。

## 旧ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑の建立状況

No	地 域	建 立 地	竣工年月
1	タタールスタン共和国	ロシア連邦タタールスタン共和国エラブガ市	平12.9
2	クラスノヤルスク地方	ロシア連邦クラスノヤルスク地方クラスノヤルスク市	平12.9
3	ハカシア共和国	ロシア連邦ハカシア共和国チェルノゴルスク市	平13.9
4	スベルドロフスク州	ロシア連邦スベルドロフスク州ニージニタギール市	平13.9
5	ウズベキスタン共和国	ウズベキスタン共和国タシケント市	平15.9
6	ケメロボ州	ロシア連邦ケメロボ州ケメロボ市	平18.10
7	ノボシビルスク州	ロシア連邦ノボシビルスク州ノボシビルスク市	平19.12
8	アルタイ地方	ロシア連邦アルタイ地方ビースク市	平19.12
9	オレンブルグ州	ロシア連邦オレンブルグ州オレンブルグ市	平20.9
10	ジョージア	ジョージア トビリシ市	平22.3
11	沿海地方	ロシア連邦沿海地方アルチョム市	平22.11
12	アムール州	ロシア連邦アムール州ベロゴルスク地区ワシリエフカ村	平24.11
13	ザバイカル地方	ロシア連邦ザバイカル地方チタ市	平25.7
14	タンボフ州	ロシア連邦タンボフ州ノーヴァヤ・リヤダ町	平29.3
15	イルクーツク州	ロシア連邦イルクーツク州イルクーツク市	平29.8